

平成26年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（平成26年12月24日）

議事日程（第3号）	89
日程第1 議案第61号	宇治田原町風致地区条例を制定するについて……………92
日程第2 議案第64号	宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例を制定するについて……………92
日程第3 議案第66号	宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を 制定するについて……………92
日程第4 議案第67号	宇治田原町浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する 条例を制定するについて……………92
日程第5 議案第65号	宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を 制定するについて……………96
日程第6 議案第55号	平成26年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）…97
日程第7 議案第56号	平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業 勘定）補正予算（第3号）……………97
日程第8 議案第57号	平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算 （第2号）……………97
日程第9 議案第58号	平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別 会計補正予算（第1号）……………97
日程第10 議案第59号	平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正 予算（第1号）……………97
日程第11 議案第60号	平成26年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1 号）……………97
日程第12 議案第62号	宇治田原町職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例を制定するについて……………97
日程第13 議案第63号	宇治田原町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例を制定するについて……………97
日程第14 請願第1号	少人数学級を実現し、子どもたちにゆきとどいた教育 を求める請願…………… 101
日程第15 閉会中の継続調査の申し出について	…………… 103

平成26年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成26年12月24日

午前10時開議

- 日程第1 議案第61号 宇治田原町風致地区条例を制定するについて
- 日程第2 議案第64号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第3 議案第66号 宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第67号 宇治田原町浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第65号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第55号 平成26年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第56号 平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第57号 平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第58号 平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第59号 平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第60号 平成26年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第62号 宇治田原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第13 議案第63号 宇治田原町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第14 請願第1号 少人数学級を実現し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	稲石義一	議員
	2番	内田文夫	議員
	3番	山内実貴子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	青山美義	議員
	7番	垣内秋弘	議員
	8番	奥村房雄	議員
	9番	原田周一	議員
	10番	上林昌三	議員
	11番	谷口重和	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
理事兼総務課長	山下康之君
理事兼企画・財政課財政課長	小西基成君
理事兼福祉課長	大江輝博君
理事兼建設・環境課建設課長	光嶋隆君
企画・財政課企画課長	奥谷明君
会計管理者兼 税務・会計課長	馬場浩君
戸籍・保険課長	長谷川みどり君
健康長寿課長	黒川剛君

建設・環境課環境課長	青 山 公 紀 君
産 業 振 興 課 長	木 原 浩 一 君
上 下 水 道 課 長	野 田 泰 生 君
教 育 次 長	谷 村 富 啓 君
教 育 課 長	清 水 清 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	久 野 村 観 光 君
庶 務 係 長	岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第61号、議案第64号、議案第66号、議案第67号の委員長

報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第1から日程第4、議案第61号、議案第64号及び議案第66号並びに議案第67号の4議案を一括議題といたします。

4議案につきましては、12月8日の会議で総務産業常任委員会に付託を行っておりますことから、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、谷口重和君。

○総務産業常任委員会委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務産業常任委員会に付託されました4議案について、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第61号、宇治田原町風致地区条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、ほかの条例においても罰則を規定したものはあるのか、また、適用し公表した事例があるのかとの質疑があり、土採取条例、埋め立ての盛り土条例等に規定している、また、適用・公表した事例はないとの答弁があったところです。

次に、議案第64号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、附則にうたっている適用日等についての確認があり、さかのぼって平成26年12月1日に遡及適用するものであるとの答弁があったところです。

次に、議案第66号、宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、今回の料金改定を行っても、なお20ミリの基本料金がまだ高い状況であるが、その考え方はどうかとの質疑があり、今回の料金改定については激変緩和を行うことを前提のもとに策定している、改善後においてもなお高い状況であるが、今後においても経済状況、経営状況を見る中、進めていきたいとの答弁がありました。

た。また、賛成討論があったところです。

次に、議案第67号、宇治田原町浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、水道料金改定については収支均衡としていたが、浄化槽では120万円の減額となるとのことであるが、税の投入となることについての考え方はどの質疑があり、不足分については繰入金に頼ることになるが、歳出面において維持管理費の低減方法等、努力できるところは行っていきたいが、公共下水道を含めた汚水処理事業全体として捉えていただき、繰入金投入のご理解をいただきたいとの答弁があったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました4議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第1、議案第61号、宇治田原町風致地区条例を制定するについて討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第2、議案第64号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 举手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第3、議案第66号、宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。ございませんか。稲石君。

○1番（稲石義一） 議案第66号、宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて、賛成の立場から討論を行います。

現行の給水条例におけます基本水量制は、近年の単身世帯の増加、節水意識の定着等により、1戸当たりの使用水量が減少し、特に給水管口径13ミリ、20ミリの小口径の場合、それぞれの基本水量10立米、20立米の範囲では使用水量の多寡にかかわらず料金が変わらないことに不公平感が生じています。

このため、節水が報われ、使用水量に見合った料金制度への見直しが急務であることから、私もより実態に即した料金体系への見直しを求めてまいったところであります。すなわち、基本水量制を廃止し、基本料金と従量料金から成る料金体系に改定することです。

ただし、昭和47年から長年にわたって採用されてまいりました現行の料金体系、とりわけ一般家庭向けの13ミリや20ミリの小口径の料金体系は、多くの住民の皆さんの理解のもと、おおむね定着していることも確かであります。これを大きく変更するような改定はなじまないばかりではなく、住民の皆さんの理解が得られず、かえってハレーションを生じさせる結果にもなりかねません。そのためには、改定の趣旨を十分に理解していただくとともに、改定の幅を納得のいくものにしなければなりません。加えて、水道会計は公営企業法に基づく健全な経営を基本としないければならないため、極端な赤字経営を誘引するような料金体系は採択すべきではないことは言うまでもございません。

このような状況の中、水道当局から議会に対して、わかりやすいデータに基づき、複数のシミュレーション案が提示されたところであります。我々町議会といたしましても、住民生活に直接かかわる重大な事案でありますため、先ほど申し述べました諸条件を勘案する中、慎重かつ丁寧な議論を重ねてまいりました。

結果として、今般の水道事業経営等審議会の答申及び条例改正案を見ますと、議会での議論を十二分に配慮していただいたものと推察をいたしております。

今回の使用水量による改定率の幅は、全体としてマイナス43.6%からプラス3.3%であります。一般家庭向けの口径13ミリではマイナス32.6%から2.4%、口径20ミリではマイナス32.3%からプラス2.8%となっています。また、公営企業会計の健全経営の面からは、収支均衡が確保されております。また、府

内他都市との比較においても、平準化が図られたところでございます。

いずれにいたしましても、今回の料金改正の主たる目的は基本水量制による不公平感を解消することにありますため、当然、減額となる階層と増額となる階層が生じますが、多くの方にとって負担増となるアップ率は可能な限り低く抑えることが求められます。係る諸条件をクリアしている今回の改正案については、住民の皆さんの理解と納得が得られるのではないかと思料するものでございます。

なお、施行期日が平成27年4月1日となっており、住民の皆さんへの周知期間が3カ月程度と短いため、周知方法等については創意工夫を凝らし、万全を期されるよう要望しておきます。

以上、本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（田中 修） ほかにございせんか。今西久美子君。

○5番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第66号、宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、賛成の立場から討論を行います。

私は、水道料金の改定につきましては、6年前から何度も一般質問や委員会等で取り上げ、宇治田原町では京都府下でも2番目に高い基本水量であること、また、核家族化が進むなどして基本水量に達していない世帯が3割以上にも上る現状であること、基本水量以下の世帯では幾ら節水をしてその努力が料金に反映されない仕組みであることなど、ご指摘を申し上げ、基本水量の見直し、基本料金の引き下げを求めてまいりました。さらに、3年前には署名にも取り組み、500筆を超える住民の皆さんの声を当時の町長にお届けをしてきたところであります。住民の皆さんからは水道料金はどうなりましたかとお尋ねを何人もの方からいただいております、その関心の高さがうかがわれます。

このたび、ついに料金体系の見直しを実施していただくこととなりました。担当課におかれては、非常に詳しくシミュレーションもしていただき、議会にもご報告をいただき、慎重に検討してまいったと思っております。これで、より使用実態に応じた料金体系となり、節水すれば料金に反映されることとなります。使用者の皆さんに節水をしていただくことは、水源開発と同じ効果を持っており、水資源を確保していくという大切な役割を持っていることから、非常に有効であると考えます。

ただ、口径20ミリの基本料金がいまだに高いというご指摘もあったところですが、今後の安定的な水道事業経営の中でさらなる引き下げを求めるとともに、長年に

わたくしは実施をされてまいりました料金体系が大きく変わり、これまでと使用水量が変わらなければ約7割の方が値上げとなってしまうことを考えますと、住民の皆さんへの周知は非常に大事であります。来年4月以降の実施ということですので、十分住民の皆さんのご理解が得られるよう周知の徹底をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございます。これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第4、議案第67号、宇治田原町浄化槽整備推進事業条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないですか。討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第65号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第5、議案第65号を議題といたします。

本議案につきましては、12月8日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、垣内秋弘君。

○文教厚生常任委員会委員長（垣内秋弘） それでは、文教厚生常任委員会に付託されました1議案について委員長報告を申し上げます。

議案第65号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、産科医療保障掛金が引き下げられた理由についての質疑があり、5年ごとに見直しがされ、今回医療事故が減少する中、掛金に余剰ができていることから引き下げられたものであり、保障については従前と変わらないものであるとの答弁がありました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました議案について、委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第65号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第55～議案第60号、議案第62号、議案第63号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第6から日程第13、議案第55号から議案第60号及び議案第62号並びに議案第63号までの8議案を一括議題といたします。

8議案につきましても、12月8日の会議で補正予算特別委員会に付託を行っておりますことから、補正予算特別委員会委員長の報告を求めます。補正予算特別委員会委員長、内田文夫君。

○補正予算特別委員会委員長（内田文夫） それでは、補正予算特別委員会に付託をされました8議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

まず、議案第55号、平成26年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、農地台帳システムの改修について3月末までに完了するののかとの質疑があり、府下統一で実施をしているものであり、年度内完了は可能であるとの答弁があったところです。また、曇りどめカーブミラー整備事業について、特にミラーでしか確認できない箇所を優先的に整備していくことについて質疑があり、予算成立後、速やかな対応を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第56号、平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第57号、平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第58号、平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、今年度末で統合となっているが、今後、財産の台帳整理等を行う中、公営企業対応となるのかとの質疑があり、今年度末に統合を予定しており、台帳整備についても、現在資産の把握を行い確定作業を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、議案第59号、平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第60号、平成26年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第62号、宇治田原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、町としての人事院勧告の考え方について質疑があり、本町においては7年ぶりに改正されるものであり、人事委員会を設置していない本町においては、国の人事院の勧告内容に準じて改定してきたものであるが、一部、人事院勧告

準拠となっていない制度もあり、今後広く検討していくことも考えているとの答弁がありました。

報酬等審議会の審議においては、月例給のみでなく賞与等についても審議をしていただくように条例を拡大解釈して行うことが大切ではないのかとの質疑があり、今日までは賞与については開催していなかったが、今後においてはご協議いただくことも大切と考えるとの答弁があったところであります。

次に、議案第63号、宇治田原町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、今回の条例改正提出に当たっては、報酬等審議会には諮っていないとのことであるが、議員の期末手当に関することであるので、議会とは相談をしたのかとの質疑があり、議長と相談をさせていただいたとの答弁があったところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました8議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第55号、平成26年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第7、議案第56号、平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第8、議案第57号、平成26年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第9、議案第58号、平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第10、議案第59号、平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。
日程第11、議案第60号、平成26年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第12、議案第62号、宇治田原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第13、議案第63号、宇治田原町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第14、請願第1号、少人数学級を実現し、子どもたちにゆき

とどいた教育を求める請願を議題といたします。

付託委員会における審査の経過と結果について委員長に報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、垣内秋弘君。

○文教厚生常任委員会委員長（垣内秋弘） それでは、審査結果についてご報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました請願第1号、少人数学級を実現し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願の審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査は12月16日、委員会室において文教厚生常任委員会を開催し、紹介議員から請願趣旨の内容及び理由の説明を求め審査を行いました。

また、出席しております教育委員会からは、今年度の小・中学校における現状について報告を願ったところでございます。

主な審査意見につきましては、実現の可能性の少ないものについては採択しないとなっていることから十分検討する必要がある。また、今議会の一般質問において、請願趣旨に沿った町当局からの答弁があり、来年度の方向性が示されているとの意見が多数あったところでございます。

少数意見といたしましては、市町村教委の裁量で教員配置ができるようになっていることを踏まえ、努力するよう採択すべきである。

以上のような質疑があったところですが、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

ただし、請願事項については実現に向け議会も努力していくこととし、教育委員会に対しましても、本委員会として働きかけをしていくことの確認を行ったところであります。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） 文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

これより、請願第1号についての討論を行います。ございませんか。安本君。

○4番（安本 修） ただいま議題となっております請願第1号、少人数学級を実現し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願について、採択すべきとの立場で討論を行います。

本請願には、保護者をはじめ地域住民の方々400名を超える署名が添えられていましたが、宇治田原町の子どもたちが、行き届いた教育環境の中で健やかに成長することは誰しもの願いであります。

請願項目の1、2、3、いずれも少人数学級を求めるものであります。ただいま文教厚生委員会の報告がありましたけれども、請願事項については実現に向け努力するとのただし書きとして、そういう報告がありました。審査報告がありました。

したがって、不採択としてしまうには、文教厚生委員会としては慎重さに欠けるのではないかと考えるものであります。請願の趣旨、すなわち住民の皆さんの声をしっかり受けとめていただき、教育委員会として必要な教員の配置を京都府に求めていただくよう要望をし、請願を採択していただくよう、議員の皆さんのご賛同をお願いするものであります。

以上で、討論を終わります。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたしたいと思えます。

この請願に対する委員長報告は不採択です。請願第1号、少人数学級を実現し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手少数。よって、請願第1号、少人数学級を実現し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願は不採択することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（田中 修） 日程第15、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本案は、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。これをもって平成26年第4回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時44分

○議長(田中 修) ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長(西谷信夫) それでは、定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月8日に開会されました平成26年第4回定例会が本日をもって閉会となりますが、議員各位におかれましては、年末の大変お忙しい中にもかかわらず、連日にわたり本会議や委員会などにご出席をいただき、平成26年度一般会計補正予算案をはじめ上程させていただきました全ての議案につきまして、慎重審議の上、原案どおりご可決、ご同意をいただきましてまことにありがとうございました。

今定例会中におきまして、一般質問や各委員会などで頂戴いたしましたご意見やご要望につきましては、今後、町政を推進してまいりの中で十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

御承知のように、消費税率の引き上げを1年半先送りとする、国民の信を問うとして解散され、アベノミクス継続そのものの是非を争点として衆議院議員総選挙が先週14日に行われ、与党系議員が多数を占める結果となりました。現下の国政を取り巻く状況は、景気・経済対策をはじめ、安全保障や社会保障対策など、待ったなしの重要課題が山積しておるところでございます。また、今回の選挙によりまして、政府の新年度予算編成が年越しになることから、地方自治体の予算編成や事業執行におくれが生じる可能性が出てきており、地域経済や住民生活への影響が懸念されておるところであります。

このような状況の中、国会で議論を尽くしていただき、新年度政府予算の早期成立と国内外に山積する重要課題への対応を図られるよう期待するところでございます。

現在、本町におきましては、平成27年度の当初予算の編成を進めているところですが、財政見通しも決して予断を許すものではなく、引き続き健全財政の確保を図ってまいりますとともに、職員一人一人が創意と工夫を凝らして、住民目線で課題を見据え、1万住民の福祉の向上をはじめ、宇治田原町のさらなる発展につながる施策の実現に向

けて取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

いよいよ年の瀬、寒さも日ごとに厳しくなっております。どうか議員各位におかれましては、時節柄ご自愛をいただきまして、ふるさと宇治田原の限りない発展のために一層のご活躍をいただきますことをお願い申し上げますとともに、ご家族おそろいで健やかな新年をお迎えになられることを心からお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（田中 修） 皆さん、どうもご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 稲 石 義 一

署 名 議 員 谷 口 重 和